

○苦小牧市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、苦小牧市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第4条第5項の規定による申請は、政務活動費交付（追加）申請書（様式第1号）により、政務活動費の交付日の20日前までに議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の規定により追加して政務活動費の交付を受けるべき事由が生じた会派の代表者は、速やかに政務活動費交付（追加）申請書を、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(返還届)

第3条 条例第5条第2項若しくは第3項又は条例第9条の規定により政務活動費を返還すべき事由が生じた会派の代表者（会派が解散したときは、当該解散の時に会派の代表者であった者。以下同じ。）は、速やかに政務活動費返還届（様式第2号）を、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付額又は返還額の決定)

第4条 市長は、前2条の規定による申請又は届出があったときは、当該会派について交付又は返還すべき政務活動費の額を決定し、その額を当該会派の代表者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第5号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月31日規則第16号改正抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

政務活動費交付(追加)申請書

年 月 日

苫小牧市長 様
(苫小牧市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

苫小牧市議会議政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会派名
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数(追加交付にあつては、増加した議員数)
人
- 6 交付申請額 円
- 7 その他(追加交付にあつては、その事由が生じた年月日)

様式第2号(第3条関係)

政 務 活 動 費 返 還 届

年 月 日

苫小牧市長 様
(苫小牧市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

苫小牧市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 経理責任者名
- 2 返還すべき事由及びその事由が生じた年月日(所属議員の減少による場合は、これらの事項のほか、減少した議員数)
- 3 返還額 円